

計画記載内容案

1 当事者である子どもの権利擁護

■ 1 現在の取組と課題

(1) 児童相談所における意見聴取等措置

【現在の取組】

- 一時保護の開始、一時保護中及び一時保護解除並びに施設入退所等の場面において、児童相談所が子どもに十分な説明を行うとともに子どもから意見を聴取し、その意向を十分に反映させることを目的として、令和6年4月より意見聴取等措置が始まりました。

【課題】

- 子どもに対する措置等に関する説明や、それに対する意見聴取は、子どもの状況に応じた的確に伝えることが重要なため、職員のスキルの向上が必要になります。
- 子どもが納得した状態で児童相談所の措置等を行うために、子どもからの意見をどのように援助方針に反映させていくか、また、決定した援助方針を子どもにどのように伝えていくか、実施方法の標準化が必要です。

(2) 意見表明等支援事業（子どもアドボカシー事業）

【現在の取組】

- 区では、令和5年2月の児童相談所設置から、被措置児童等虐待事案等への対応を確実に行うため、専門的知見を持つ弁護士等を「権利擁護調査員」と「意見表明支援員」として委嘱しました。
- 令和5年10月からは、意見表明等支援事業の試行として、意見表明支援員が「子どもアドボケイト」として、一時保護所を訪問し、子どもとの関係を構築しながら、意見形成と意見表明を支援する事業を開始しました。

【課題】

- 一時保護中の子どもに加え、里親委託中や施設入所中の子ども、また、家庭復帰後の子どもへの意見表明や意見形成支援も進める必要があります。
- 現在、児童相談所が各種の措置決定にあたり、子どもへの意見聴取等措置を行っていますが、子どもの思いを確実に把握するためには、意見聴取等措置と併せて、独立性を持った子どもアドボケイトによる意見表明支援を行い、複数の意見表明機会を確保することが必要です。

(3) その他の権利擁護環境の整備

【現在の取組】

- 児童相談所が関わる子どもへの権利擁護の仕組みを強化するため、令和6年度から、子ども本人による児童福祉審議会への申立て制度を開始しました。子どもが児童相談所の行う措置等について納得できない場合に、子ども本人からの申立てを受け、児童福祉審議会の権利擁護部会で審議を行います。
- 区では、平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。子どもの権利侵害

を救済する第三者機関として「子どもの権利擁護委員」を設置するなど、区が関わる全ての子どもに対する権利擁護の取組を進めてきました。令和5年9月には、相談窓口として「としま子どもの権利相談室」を開設しました。

【課題】

- 子ども本人による児童福祉審議会への申立て制度も含め、児童相談所が関わる子どもの権利擁護の全体像について子どもに分かりやすく伝えるとともに、子どもが利用しやすい仕組み作りが求められます。
- 区全体の子どもの権利擁護体制と、児童相談所が関わる子どもの権利擁護とは、相互に重なり合っており、子どもがどのような相談窓口を選んだとしても、漏れなく適切な対応を行えるような体制を整えておく必要があります。

■ 2 今後の取組

（1）児童相談所における意見聴取等措置

- 児童相談所職員が子どもの権利擁護に係る研修を受講し、子どもの最善の利益を実現させるための方法や、子どもの発達特性に応じた適切なアプローチを向上させることで、子どもが安心して自身の意見を話せる環境を整備します。
- 意見聴取等措置を行う際に使用しているシート（別紙）の見直しや、援助方針の決定にあたり子どもの意見をできる限り反映させる等、子どもからの意見を、より反映させられるような仕組みを整備します。

また、子どもからの意見を検討した結果を、子どもに丁寧に説明する機会を設けるなど、理解を得られるような工夫を行います。

（2）意見表明等支援事業（子どもアドボカシー事業）

- 里親委託中や施設入所中の子ども、また、家庭復帰後の子どもへの意見表明や意見形成支援を進めます。まずは里親や施設職員への説明や研修による理解促進を図りつつ、試行と検証を行い、本格実施を目指します。
- 児童相談所による各種の措置決定にあたり、子どもアドボカイトによる子どもの意見表明の機会を確保していきます。まずは一時保護所に入所中の子どもを対象に導入し、実施方法などの検証を行いながら里親委託中や施設入所中の子どもに順次拡大します。

（3）その他の権利擁護環境の整備

- 意見表明等支援事業や子ども本人による児童福祉審議会への申立て制度を含め、児童相談所が関わる子どもの権利擁護の全体像について、リーフレットの作成や意見表明等支援事業を活用した周知などを通して、子どもに分かりやすく伝え、利用しやすい環境作りを進めます。
- 「としま子どもの権利相談室」をはじめ、区の相談窓口への、児童相談所が関わる子どもの権利擁護についての定期的な周知などにより、相互の連携を強化し、子どもからの声や被措置児童等虐待事案に、漏れなく速やかに対応できる体制を確保します。

2 地域における妊産婦や家庭養育への支援の充実

■ 1 現在の取組と課題

(1) 支援を必要とする妊産婦と家庭への支援体制

【現在の取組】

令和6年4月より、区の組織体制に、「こども家庭センター」の機能を付与することで、母子保健部門と児童福祉部門を一体的に運営する環境を整え、支援を必要とする妊産婦と家庭への支援体制を強化しました。

① 相談体制

「こども家庭センター」（健康推進課、長崎健康相談所、子ども家庭支援センター、子育て支援課の子育てインフォメーション、保育課の保育コンシェルジュ）、福祉事務所（子育て支援課子ども家庭・女性相談グループ）及び児童相談所が窓口となり相談に対応しています。

② 把握経路

相談体制を構成する各部署での各種事業などにより、複数の把握経路を確保しています。

- ・ 本人や家族等からの相談
- ・ 妊娠届出時のアンケート及び面接（ゆりかご面接）
- ・ 妊娠8か月アンケート
- ・ 乳幼児健診、母子保健事業
- ・ 子育て支援事業（バースデー訪問、子育てエール、子育てインフォメーションなど）
- ・ 他の自治体からの情報提供
- ・ 妊婦健診を実施する医療機関、出産医療機関からの情報提供
- ・ 妊娠SOS、妊娠ホットライン（都事業）からの連絡、情報提供
- ・ 妊産婦を支援するNPOからの情報提供

③ 支援体制

- 相談体制を構成する各部署で情報共有を図り、連携した支援を実施しています。
- 令和5年2月の豊島区児童相談所の開設に伴い、児童相談所、母子保健部門及び子ども家庭支援センターで構成する「三機関連携会議」を創設しました。毎月の定例会議、共通アセスメントシートによる進行管理により、要支援妊産婦と要支援家庭の情報共有を図り、三機関協働による支援（のりしろ型支援）を実施しています。
- 「としま子育て応援パートナー事業」（令和6年10月開始）により相談支援体制を強化しています。
- 本庁舎（子育て支援課）には、平成27年度の新庁舎開設時から、区役所での手続きの際などに気軽に立ち寄れる「子育てインフォメーション」を設置し、子育てに関する情報提供から、相談・関係機関連携まで幅広い支援を行っています。

④ 入所等の支援

相談の結果、支援施設への入所が必要と判断された方については、状況に応じて以下の施設への入所措置や連携を行っています。

- ・ 入院助産施設
- ・ 女性自立支援施設（旧婦人保護施設）

・母子生活支援施設

⑤ 職員の育成・スキル向上

相談や支援を行う職員の育成とスキル向上を図るため、母子保健部門・子育て支援部門ともに、定期的に研修を受講しています。

【課題】

- 母子保健と児童福祉の一体的な運営を目指し、人員の配置や一体的な運営が行える場所の確保等による、組織的な運営を可能にするための取組が今後の課題となっています。
- 妊娠期からの切れ目ない支援を実現するために、こども家庭センター担当者のスキルの習得が急務となっています。
- 母子生活支援施設は、母子双方への支援が求められる、夜勤を伴う24時間体制の施設であり、職員の確保が経常的な課題となっています。

(2) 家庭支援事業

【現在の取組】

- 子育て世帯訪問支援事業として、育児支援ヘルパー事業の要支援家庭枠対応を実施し、特に要支援家庭、ひとり親世帯、多胎児世帯については産後ドゥーラによる支援を実施しています。
- 親子関係形成支援事業として「ノーバディーズ・パーフェクト、ペアレントトレーニング、ベビープログラム」を実施しています。
- 子育て短期支援事業として、保護者が疾病等により児童の養育が困難であり、児童養護施設や家庭で受け入れを行う協力家庭で一時的に養育する、ショートステイ事業を実施しています。
- 併せて、保護者が様々な理由により、夜間（概ね17時から21時まで）に子どもの養育が一時的に困難になった場合、施設が預かり養育するトワイライトステイ事業も実施しています。
- ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業については、令和6年4月時点で、乳児院1施設、児童養護施設2施設、母子生活支援施設1施設への委託を行っています。また、協力家庭として4家庭への委託を行っています。このうち、母子生活支援施設1施設と協力家庭1家庭はトワイライトステイにも対応しています。

【課題】

- 親子関係形成支援事業は、より多くの家族が参加できるプログラムづくりと、効果的な周知が必要です。
- ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業については、主な受け入れ先となる児童養護施設が区内に所在しないことから、区外施設への委託となっており、送迎等にかかる利用者の負担が大きい状況です。
- 児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援や食事の提供等を行う事業であり、専門的な対応が求められます。地域における家庭養育の支援と親子関係の維持のため、区内で実施することが望ましい事業ですが、本事業を実施可能な施設が区内には所在しない状況です。

(3) ヤングケアラーへの支援

【現在の取組】

令和5年度に、ヤングケアラー支援コーディネーターを2名配置し、ヤングケアラーの支援の窓口を、子ども家庭支援センターに開設しました。令和5年度の対応家庭数は30家庭でした。令和6

年度は、要保護児童対策地域協議会の中にヤングケアラー支援を位置付け、機関連携を強化しました。

【課題】

ヤングケアラーの存在は表に現れにくいため、子ども自身と周りの大人、関係機関への普及啓発と、支援にあたる職員のスキルアップが必要です。また、ヤングケアラーの対象児が18歳以上になる際の、支援の継続をどのように行うかが課題です。

■ 2 今後の取組

(1) 支援を必要とする妊産婦と家庭への支援体制

① 相談支援体制の強化

「こども家庭センター」機能による連携と、その一部である「としま子育て応援パートナー事業」により、相談支援体制を強化していきます。

また、区内で活動するNPOなど支援団体との連携強化を図ります。

② 支援のあり方

- 特定妊婦など困難を有する女性への対応や入所を伴う支援は、当事者が事情により住所地を離れ、繁華街や支援団体に身を寄せるケースなど、流動的な居場所の移動が見られます。そのため、当事者が真に必要な支援につながれるよう、区の範囲を越えた広域的な連携の仕組みが必要です。令和4年の改正児童福祉法により事業として位置づけられた「妊産婦等生活援助事業」についても、同様に広域的対応が求められるものであるため、東京都や近隣自治体との連携・調整を進めます。
- 支援を必要とする妊産婦に関しては、相談窓口や入院助産制度についての情報を、SNSなど多様なチャンネルを活用し、より分かりやすく周知していきます。また、外国人住民に向けて、相談や各種手続への同行・通訳支援事業や、ホームページや案内リーフレットの多言語化などを進めます。

③ 職員の育成・スキル向上

- 各事業、各担当課における専門研修やOJTにより、特定妊婦支援の知識習得と専門性向上を図ります。
- こども家庭センターに関する研修を通して、関係する職員の意識・スキルの向上を図り、連携を強化します。

④ その他事業による支援の充実

- 産後ドゥーラ事業については、実績を踏まえつつ、サービスを展開できる環境を整えます。また、受講料の一部を助成することで、担い手の増加を図ります。
- 産後ケア事業については、宿泊型に加え、日帰り型の委託施設の増加と訪問型の開始の検討を進めます。

⑤ 母子生活支援施設との連携の強化

- 親子分離を伴わない入所支援が可能な唯一の児童福祉施設という特色を最大限に生かしつつ、地域におけるひとり親家庭支援の充実に向けた対応が可能となるよう、施設との連携を強化します。
- 効果的な求人を実施するための補助金などにより、人員確保を支援します。また、施設と区の定期的な協議により、各種事業の実施などについて中長期的な視点で目標を共有し、施設の活用を図ります。

(2) 家庭支援事業

- ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業は、家庭養育の維持と、虐待などによる親子分離の発生予防に資する事業であり、今後強化が必要です。協力家庭を増やす取り組みを行い、併せて近隣区の児童養護施設の活用や、区内への児童養護施設等の誘致による利用環境整備の検討を行います。
- 児童育成支援拠点事業については、区内への児童養護施設等の誘致による実施可能性を検討します。

(3) ヤングケアラーへの支援

- ヤングケアラーについて普及啓発を更に進めます。体制を整備し、児童が18歳以上になる際の支援について方向性を決定していきます。また、相談対応にあたっては、ピアサポートが受けられるような居場所づくり及び地域の見守り支援について検討を進めます。
- 区内の全小中学校に支援コーディネーターが訪問し、相談窓口を周知します。区民向けの講座を実施するとともに、関係機関連絡会議を定期的を開催していきます。

4 一時保護児童への支援体制の強化

■ 1 現在の取組と課題

【現在の取組】

<一時保護所の現状>

- 令和5年度における1日あたりの平均保護児童数は13.4名で、施設定員である12名を上回っています。
- 学齢男児・女児について、各ユニットの定員を4名としていますが、平均入所率が100%を超えています。

<一時保護所の支援体制>

- 一時保護所に入所している児童の権利を守る観点から、意見表明支援員が定期的に訪問し、子どもの意見形成や適切に意見表明できるよう支援する事業を行っています。
- 子どもの意向や状況等を踏まえ、一時保護中においても通学が可能な児童については引き続き在籍校に通うことができるよう、子どもの年齢に応じて通学を補助する職員が付き添う等、通学を支援する体制を整備しています。
- 子どもの状況等に最も適した環境等で、生活の質が保障され、子どもの最善の利益が図られているか、子どもの視点から評価を行うことを目的として、一時保護所の第三者評価を令和6年度から実施するための検討を進めています。

【課題】

- 区の一時保護所では、1ユニット4名定員とし、かつ幼児を除く子どもそれぞれに個室を用意しており、家庭的養育に適した環境を整備していますが、定員を超過する状態が長期間続く場合、良好な保護環境の確保が困難となります。
さらに、子どもにとっての環境変化を最小限に抑える観点から、家庭的環境を備えた一時保護委託先施設を、区内に確保していく検討が必要です。

■ 2 今後の取組

- 安心して生活できる環境整備
一時保護ガイドラインの保護時及び解除時における個別的ケア等のアプローチを念頭に、「一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」に即した、子どもが安心して安全に過ごすことができ、権利や希望に十分に配慮された環境を整備します。
- 一時保護所職員の資質向上
子どもへの個別的ケアを充実させるため、一時保護所職員の知見をより専門的に深める研修機会を充実させます。
- 家庭養育優先原則を踏まえた養育家庭への一時保護委託活用
一時保護ガイドラインに即した慎重なアセスメントを実施した上で、1学区2家庭の目標のもと養育家庭登録を推進し、通学が可能な学齢児童については在籍校に引き続き通学できる取組を、一時保護委託にも積極的に活用していきます。

6 社会的養護経験者等への自立支援の推進

■ 1 現在の取組と課題

【現在の取組】

- 令和5年2月の児童相談所設置から令和6年度末までに、区の措置又は里親・ファミリーホームへの委託が解除となった若者は7名、区内の里親・ファミリーホームを委託解除となった若者は2名で、合わせて9名となります。今後も、毎年度数名程度の若者が施設や里親家庭等を巣立つ見込みです。
- 区は、児童相談所設置を機に、社会的養護経験者への支援を強化するため、「経済的支援」と「相談支援」の両輪での支援を実施しています。
- 「経済的支援」は令和5年度から開始しました。「豊島区子ども・若者応援基金」（個人や企業からの寄附を基に、困難を抱える子ども・若者・子育て家庭を支援するための基金）を活用して、ひとり暮らしの開始や進学・就職準備費用の経済的負担軽減を目的に、給付型奨学金（年間50万円を上限に最大4年間）と、自立時の支度金（20万円上限）（※）の給付を行うものです。令和5年度末時点で、奨学金と支度金を合わせて、延べ5名に対して、約116万円の給付を行いました。
- 令和6年度からは、「相談支援」を開始しました。これは、自立前から自立後までの切れ目のない相談対応や支援計画の作成、当事者同士の交流の機会の提供などを行うものです。令和6年度は、交流や相談については、特定の拠点は設けず、交流イベントなどの事業ごとに場所を確保して実施しています。

（※）自立時の支度金に関しては、施設入所に係る措置費（大学進学等自立生活支度費及び就職支度費。国と区が1/2ずつ負担。）について、保護者等から経済的支援を受けられない場合の加算が、約20万円から約41万円に増額されました。

【課題】

- 相談支援については、令和4年の改正児童福祉法において、「社会的養護自立支援拠点事業」が創設され、当事者の交流や支援の拠点の設置が規定されましたが、自立後の若者の住まいは、進学や就職に伴い、都道府県を越える場合も多いため、拠点施設の設置のあり方については、広域的な視点での検討が必要です。
- 社会的養護経験者に加え、虐待を受けた経験などがありながらも、これまで公的支援につながって来なかった若者の状況を把握し、必要な支援につないでいく必要があります。
- 経済的支援については、現在の支援内容や申請方法が利用者のニーズと合致しているか、検証を行う必要があります。

■ 2 今後の取組

- 相談支援による、自立前からの伴走支援による関係性の構築を通して、当事者である若者の実情やニーズを把握し、支援方法や支援体制に反映させます。
- 支援拠点については、都や他の児童相談所設置区と協議を行うなど、適切な事業のあり方を検討します。
- 虐待を受けた経験などがありながらも、これまで公的支援につながって来なかった若者への支援に

については、子ども家庭支援センターや児童相談所等、関係機関との連携を図り、相談支援事業の確実な周知などを進めます。

- 経済的支援については、児童相談所や相談支援事業など複数のルートを通して、対象者への確実な周知・利用勧奨を行います。また、利用者から意見や要望を聞き、利用者目線で支援対象となる経費や申請方法などを見直し、利便性の向上を図ります。

8 児童相談所の体制強化

■ 1 現在の取組と課題

【現在の取組】

- 法令及び児童相談所運営指針等に基づく職員の配置基準は満たしており、相談対応件数の状況や意見聴取措置等の新たな取組への対応を踏まえて、計画的に職員の体制整備を図っています。
- 職種及び相談援助業務等の経験年数に応じ、それぞれの到達目標及び習得を目指す知識や向上させるスキル等を体系的にまとめた職員研修計画の策定を行っています。
- 一時保護所に入所している子どもに対して、より一層その権利や人格等を尊重していくため、「一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」の整備を進めるとともに、一時保護ガイドラインに基づいた一時保護所の運営に努めています。
- 児童相談所における業務は職員への精神的な負荷が高いため、相談援助業務を担う職員を主な対象として職員カウンセリングを実施しています。
- 現在、都内には8か所の区立児童相談所と11か所の都立児童相談所がありますが、これらの児童相談所は都内施設入所等における広域調整や都内警察署との連携等が実施されています。

【課題】

- 子どもの意見等を尊重するとともに、子どもの権利を守るための相談援助活動や一時保護所の運営、一時保護時の司法審査等の制度改正への対応など、児童相談所及び一時保護所における業務は質と量の両面において高い水準が求められており、専門職の更なる体制強化が必要です。
- 区内に新たな児童福祉施設を確保した場合において、施設所管自治体が担うこととされている、措置費等の支弁に関する業務が新たに生じるため、事務職の体制について強化が必要です。
- 法的対応などの高い専門性等を要するケースを抱える職員や経験年数の浅い職員に対して、適切かつ円滑なケースワークを進めるための支援及び人材育成を効果的に実施するため、指導教育を担う職員の確保と育成が必要です。
- 都立児童相談所・区立児童相談所・サテライト形式等、特別区内での児童相談所運営がさまざまになりつつある今、都内に在住する住民や児童福祉施設職員・里親などが、都内児童相談所間の実施運営の違いで混乱することがないように、広域調整を引き続き検討していく必要があります。
また、都・区児童相談所間では、今後の人材確保と育成が大きな課題となっています。

■ 2 今後の取組

- 区人事部門並びに東京都等と連携して各専門職及び事務職の計画的かつ柔軟な職員確保の在り方を検討します。
- 都区共同の職員研修のさらなる充実とともに、専門性の向上に向けた子ども家庭ソーシャルワーカー資格の取得に向けた取組を推進します。
- 引き続き、都内警察署・児童福祉施設をはじめ、関係機関との間の広域調整・連携を強化し、社会的養護下にある都民・区民や関係者が混乱することのないよう努めていきます。
- 家庭生活の維持や児童虐待の予防、また家族再統合などへの取組を通じ、適切な養育環境の確保や自立に向けた支援等、子どもの意見や意向を踏まえた、子どもの権利を守るための相談援助活動を

推進していきます。

- 職員研修計画に基づき、外部講師の招へいや民間における専門研修の積極的な受講等を推進し、人事異動や新規採用後間もない職員から中堅・ベテランの職員まで、職員一人一人のスキルや経験に応じた効果的な人材育成に取り組めます。
- 指導教育を担う職員を可能な限り早期に確保・育成し、相談援助活動等に従事する職員の支援体制を整備します。これにより、子どもの権利を守るための適切なケースの進行管理や、豊富な知識・経験・高い専門性等を要するケースへの対応力の向上、制度改正等の新たな組織課題への対応等、子どもの最善の利益を確保するための児童相談所及び一時保護所の運営に取り組んでいきます。